

## 群馬県地方就職支援金事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 群馬県地方就職支援金事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、市町村が実施する群馬県地方就職支援金事業に要する費用の一部を補助することにより、東京圏の大学を卒業した学生の本県への移住を伴う就職支援及び県内企業等における人手不足解消を目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、群馬県地方就職支援金事業の定義は、別紙のとおりとする。

### (補助対象事業、補助率)

第4条 知事は、市町村長に対し、群馬県地方就職支援金事業の実施に要する経費のうち、地方就職支援金として支給する額の4分の3に相当する額を補助金として交付する。

### (補助対象期間)

第5条 補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の1年間とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、群馬県地方就職支援金事業費補助金交付申請書（別記様式第1号）を知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条に規定する群馬県地方就職支援金事業費補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、別記様式第2号により市町村長に通知するものとする。

2 交付の決定をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 交付決定日の属する年度の3月10日までに事業を完了すること
- (2) 交付決定日前に着手している事業は、補助対象外とすること

### (計画変更の承認)

第8条 市町村長は、補助事業の内容及び補助対象経費の額を変更しようとするときは、あらかじめ群馬県地方就職支援金事業費補助金変更等承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

3 知事は、第1項の承認をする場合、別記様式第3-1号により市町村長に通知するものとする。

### (経過状況報告)

第9条 市町村長は、本事業実施期間中にわたり、知事の求めに応じ申請の受付状況及び交付金の交付状況を報告するものとする。

### (実績報告)

第10条 補助金の交付を受けようとする市町村長は、群馬県地方就職支援金事業費補助金実績報告書（別記様式第4号）により、当該補助金の交付を受けようとする会計年度の3月10日までに知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 知事は、前条に規定する報告書の提出があったときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、これを適正と認めるときは、交付すべき補助金の額の確定について、別記様式第5号により市町村長に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 知事は、前条に規定する通知を行ったときは、速やかに確定した額の補助金を交付するものとする。

（地方就職支援金を支給した者の状況確認及び地方就職支援金の返還請求）

第13条 市町村長は、地方就職支援金を支給した者について、次の各号に掲げる時期を目安とし、（別記様式第6号）を用いるなどの方法で調査を行うものとする。

（1）市町村の区域外への移転の有無につき、転入日から5年間にわたり年1回以上及び転入日から5年が経過した時点

（2）地方就職支援金の支給の要件となった就業先からの辞職の有無について、就業予定日から3カ月以内及び就業日から1年が経過した時点

2 第1項の確認その他の方法により、地方就職支援金を支給した者が次の各号のいずれかに該当すると市町村長が認める場合、市町村長は地方就職支援金を支給した者に対し、当該各号に定める額の返還を請求するものとする。ただし、当該各号に該当することにつき雇用企業の倒産、災害、病気等のやむをえない事情があるとして知事及び市町村長が認めた場合はこの限りでない。

（1）虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合  
地方就職支援金の全額

（2）申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合  
地方就職支援金の全額

（3）申請日から1年以内に申請先市町村に転入しなかった場合  
地方就職支援金の全額

（4）就業日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職から3カ月以内に地方就職支援金の要件を満たす県内の別企業に就業する場合を除く）

（5）転入日から3年未満に他の市区町村に転出した場合  
地方就職支援金の全額（転入日から3年以上5年以内に行われた場合は、半額）

3 市町村長は前項の請求を行った場合、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

4 知事は、前項の報告を受けたときは、群馬県地方就職支援金事業費補助金返還命令通知書（別記様式第7号）により当該返還請求に係る地方就職支援金事業費補助金に相当する額の返還を命ずる。

5 前項の補助金の返還期限は、知事が定める期限内とする。

（交付決定の取消等）

第14条 知事は、次に掲げる場合には、第7条の交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

（1）市町村長が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（2）市町村長が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

- (3) 市町村長が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、群馬県地方就職支援金事業費補助金返還命令通知書（別記様式第7号）により当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
  - 3 前項の補助金の返還期限は、知事が定める期限内とする。

（書類の整備等）

- 第15条 補助金の交付を受けた市町村長は、補助金に関する経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び補助金の経理に関する証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（調査）

- 第16条 知事は、補助事業に関し必要があると認めるときは、市町村長に対して報告させ、又は職員をして帳簿書類その他の物件等について必要な調査をさせることができる。

（その他）

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

(別紙)

## 群馬県地方就職支援金事業について

### 1 趣旨

群馬県内の各市町村は、東京圏の大学を卒業して、群馬県内の企業に就業する者が「3 地方就職支援金の支給」に掲げる要件を満たす場合に、地方就職支援金を給付する。

### 2 地域再生計画の作成等

群馬県地方就職支援金事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、群馬県と県内市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）（以下「交付金」という。）の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、群馬県が代表して行うものとする。

### 3 地方就職支援金の支給

市町村は、①移住元、②移住先、③地域の担い手としての役割、④その他、の要件を満たす転入者が、⑤に定める方法により申請した場合に、6,000 円の地方就職支援金を支給する。

#### ① 移住元に関する要件

次に掲げる事項を全て満たすこと。

(ア) 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある大学の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。

(イ) 大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

#### ② 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 群馬県内に所在する企業に就職することが内定していること。

(イ) 卒業後に上記内定企業に就職し、群馬県内の市町村に移住する意思を有していること。

#### ③ 地域の担い手としての役割に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当すること。

(ア) 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 勤務地が群馬県内に所在すること。

b 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。

c 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。

d 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

e 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

(イ) 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

b 当該地域（移住先市町村からの通勤が可能な地域）への勤務地限定型社員として

採用予定であること。

④ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (ウ) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。
- (エ) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。
- (オ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。
- (カ) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。
- (ク) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
- (ケ) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (コ) その他群馬県及び申請者の居住する市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

⑤ 申請・支給方法

(ア) 申請

地方就職支援金の申請者は、次に掲げる書類を移住先の市町村長に提出する。

- a 写真付き身分証明書（提示により本人を確認できる書類）
- b 申請書
- c 地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）
- d 内定先企業による証明書
- e 在学証明書
- f 交通費の領収書
- g ①～④の要件に該当することを証する書類

(イ) 支給方法

市町村は、(ア)の申請が上記①～④の要件を満たしたと認めるときは、交付決定通知書を交付し、速やかに地方就職支援金の全額を一括で支給するものとする。

4 地方就職支援金の返還

市町村は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして群馬県及び対象となる地方就職支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 地方就職支援金の申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

- (ウ) 地方就職支援金の申請日から1年以内に申請先市町村に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に申請先市町村に住民票がある場合を除く）
- (エ) 就業日から1年以内に要件を満たさず就業先を辞した場合（ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就職する場合を除く）
- (オ) 申請先市町村への転入日から3年未満に申請先市町村以外の市町村に転出した場合

② 半額の返還

申請先市町村への転入日から3年以上5年以内に申請先市町村以外の市町村に転出した場合

5 地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに群馬県に共有することとする。